

## 現代家族の危機と教育

危機に陥った家族は、盲目的服従に陥りやすい態度を生み出す。

—マックス・ホルクハイマー

永尾孝雄

### 目次

- I はじめに
- II 現代社会と家族の変化
  - 一 現行家族法の先進性と限界
  - 二 家族法改正と夫婦別氏制
- III 家族の崩壊と子どもの教育
  - 一 祖母殺し高校生自殺事件をめぐって
  - 二 父性の復権
- IV 現代における権威と家族
  - 一 ホルクハイマーの問題提起
  - 二 家族の崩壊とファシズム

## I はじめに

過去の歴史を振り返ってみると、激しい社会変化が起きたときは、必ずといってよい程、家族関係の変化があり、それに付随して、家族法の大改革が行われた。例えばフランス革命が一八〇四年のフランス民法を生み、一八七一年のドイツ統一がドイツ民法典を成立させた。わが国においても、明治維新が法典論争を経て明治民法に至り、第二次世界大戦後的新憲法制定に伴って、民法の改正作業が行われ、明治民法の第四・五編（親族・相続）が根本的に改正された。このことから、社会と家族と家族法はお互い密接に係わりながら変化していることが分かる。社会の変動が家族関係を根本から変化させ、とくに親子の関係を変質させるに至つたのである。<sup>(1)</sup>

以下、現代社会と家族の変化を概観し（II）、崩壊家族の事例を分析・検討しつつ、林道義教授『父性の復権』の所論を紹介し（III）、さらに、フランクフルト学派の総帥マックス・ホルクハイマーの「権威と家族」に関する研究を概観して、本稿を終える」としたい。

### 註

(1) 利谷信義『家族の法』（有斐閣、一九九六年）第一章、拙著『基礎法学概論』（法律文化社、二〇〇〇年）第八章参照。

## II 現代社会と家族の変化

### 一 現行家族法の先進性と限界

周知のように、現行家族法は、封建的な「家」制度を廃止して、夫婦とその間の未成熟子から構成される近代小家族をその理念型とした。戸籍もこの小家族を中心として編制される。すなわち、男と女がその自由意志によつて婚姻すると親の戸籍から除籍されて、二人だけの新しい単位を形成しそこに新戸籍が編制される。結婚のとき夫婦は協議のうえ婚姻届提出の際に婚姻後の共同の氏を決定する（夫婦同氏の原則）。嫡出子（養子を含む）は父母の氏を名乗り、父母と同じ戸籍に生まれた順に登録され、その子らがやがて成長して結婚すると親の戸籍から離脱して新しい核を形成する。したがつて、現行戸籍は、夫婦と未成熟子のみの二代かぎりのものであり、いわゆる三世代の戸籍は否定されたのである。<sup>(1)</sup>

このような個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した現行家族法は、制定当時の各国家族法と比較して、少なくとも形式的には最も先進的であったといえる。しかし、これまでの家族の実態を見ると、国民の意識や法令の中に、旧来の「家」制度から容易に脱却できない部分も少なからずあつたことは否めない。法改正から五〇年を経た今日においても、依然として「家」のしがらみに縛られている家族員や男子優先の習慣はいたるところで散見される。九八%もの夫婦が夫の氏を夫婦の氏とし、「夫を戸籍筆頭者とする戸籍に妻が入籍し、生まれた子が順次記載され、夫婦が離婚をすれば妻が除籍され、子が婚姻すれば子が除籍されいくことから、戸籍を家に見立て、入籍・除籍を家に入ること出ることと捉え、結婚は入籍であり家の嫁となることだと捉える実態」などは、その典型例である。<sup>(2)</sup>

この間にあって社会生活は急速な変化をとげた。とくに一九五五（昭和三〇）年頃からのいわゆる高度経済成長は、工業化と都市化をもたらし、それに伴つて産業間、地域間の人口流動化を引き起こし、家族を大きく変化させた（農・漁村人口の都市への集中現象）。すなわち、初めて国勢調査が実施された一九二〇年以降一九五五年まで約五人であった平均世帯規模は、その後十年間で三人台にまで縮小し、急激な核家族化を生じさせたのである。

ここに登場した核家族は、高度経済成長の産物であると同時にこれに実によく適合した。それは夫を中心とし妻と子がこれに従う産業社会の基礎単位であり、上昇する所得を背景にして女性を主婦として家族内に押し込め、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業観を確立させたのである。結婚した女性はこの家族に吸収されて「内助の功を發揮する労働力」になり、一九七五年まで女性の労働力率は低下を続けた。更に、社会の高齢化に伴い、介護も女性の仕事に加えられたことを付け加えておく。

しかし、一九七〇年代後半以降に流れが大きく変わる。二度のオイルショックによる経済の低成長化が家族の姿を変貌させた。女性は主に経済的事情のため家庭にとどまることができなくなり、前述の性別役割分業を脱して「女は家庭も仕事も」と社会に進出しあはじめた。一九七五年以降ほぼ一貫して上昇しつづける女性の労働力率がその一証左である。

また、働く女性が増加し、女性の経済的自立が可能になる中で、女性の意識も大きく変化していった。女性は生計を維持するための「結婚」をする必要がなくなり、結婚しない女性がふえてきた。いわゆるキャリア志向や晩婚化・非婚化現象が目立つようになってきた。結婚する場合も、自分の生き方・価値観に適合する相手を選び、子どもを生まなかつたり、生涯共働きをしたり、仕事の都合で別居結婚をしたり、個々人の自己決定権に基づく多様なライフスタイルが求められ、すでに実施されている。

しかしこのような状況は合計特殊出生率の低下、すなわち少子化につながり、国に対しても家族政策の採用を促す主因となつてゐる。現行家族法の改正問題もその一環として位置づけることができよう。<sup>(3)</sup>

## 二 家族法改正と夫婦別氏制

法務大臣の諮問機関である法制審議会民法部会は、一九九一（平成三）年一月から婚姻制度等の見直し審議を行つてきたが、その総括を「民法の一部を改正する法律案要綱」として、一九九六（平成八）年二月に公表した。改正の背景としては、国民の人生観・価値観の変化・多様化、国際婦人年（一九七五年）以降の国際的な動きに対応する政府の基本方針（总理府に設置された「男女共同参画推進本部」が中心となつて国内行動計画を策定し、法制度の整備などを推進した）、選択的夫婦別氏制をめぐる議論、有責配偶者からの離婚請求を容認して積極的破綻主義に道を開いた最高裁判決（判例の変更）、諸外国の法制の整備などが挙げられる。<sup>(4)</sup>

法律案要綱の主な内容は以下の通りである。

- 一、婚姻適齢は、男女とも満十八歳とする。
- 二、女性の再婚禁止期間は、現行法では六箇月であるが、これを一〇〇日に短縮する。
- 三、夫婦が同氏を称することとするか、別氏を称するかを選択することができる（選択的夫婦別氏制の導入）。別氏夫婦は、婚姻の際に夫または妻の氏を子が称する氏として定める。
- 四、父母は協議離婚に際して、子の監護をすべき者、父または母と子との面会及び交流、子の監護に関する費用の分

担その他の監護について必要な事項を定める。

五、裁判離婚の原因に、五年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしていることを加える。

六、現行規定では、非嫡出子の法定相続分は嫡出子のそれの二分の一としているが、それを同等とすると改める。改正の施行前に開始した相続については、改正前の民法の規定を適用する。

これらの改正案は、女性の自立化傾向を踏まえた上で、個人の尊厳と両性の本質的平等の理想にできるだけ近づこうという姿勢が見られる点で、大筋において支持すべき内容のものと考えられるが、この中で、特に論議をわかせたものが、三の選択的夫婦別氏制の導入であった。

前述のように、選択的夫婦別氏制は、婚姻の際に夫婦が同氏にするか（現行法どうり）、別氏にするかを選択し、後者の場合には、同時に将来生まれてくる子の氏をあらかじめ父母のいずれかの氏に定めておくという案であるが、この案に対する根強い反対論が保守系の一部国會議員の中にあるため、国会における審議に移ることもなく、改正案が宙に浮いた形（店晒し）となり、結局政府内部の意見もまとまらず、時期尚早ということで法案の提出は見送られてしまつた。制度の導入を待ち望んでいた人たちにとっては、極めて残念な結果といわざるをえない。

しかし、夫婦別氏制の導入に反対する側の主要な論点が、「夫婦別氏制は夫婦・親子の一体感を弱め、家族の崩壊につながり、延いては社会秩序を失わせる」というものであるため、夫婦の氏の問題をきっかけとして、一体家族とは何であるのか、別氏制をめぐる論議が、家族の機能と役割について我々国民に考えさせる問題提起となつたことは歓迎すべきことであろう。<sup>(5)</sup>

註

- (1) 利谷信義『家族の法』(有斐閣、一九九六年) 第8章、同「戸籍制度の役割と問題点」(『ジュリスト』一〇五九号、一九九五年) 一八頁以下参照。
- (2) 二宮周平「家族法と性別役割分業」(『岩波講座・現代の法「ジェンダーと法』』岩波書店、一九九七年) 一四一頁。
- (3) 利谷信義(前掲書) 第1章、同「高齢化・少子化と民法(家族法)の課題」(『法律のひろば』五一巻七号、一九九八年) 一一頁以下参照。
- (4) 『法律のひろば』(四九巻六号、一九九六年) 所収「特集・婚姻制度等に関する民法改正要綱をめぐって」参照。
- (5) 咲孝一「選択的夫婦別氏制(一)(二)(三・完)」(『ジュリスト』一一二七号、一一二八号、一一二九号、一九九八年) 参照。

### III 家族の崩壊と子どもの教育

#### 一 祖母殺し高校生自殺事件をめぐって

一九七九年一月一四日正午頃、東京都世田谷区の自宅で、有名私立高校一年生B(一六)が、カナヅチやナイフ、キリなどで祖母(六七)を殺して逃げ、二キロほど離れたビルの一四階から飛び降り自殺した。Bの部屋には、大学ノート四〇頁にぎっしり書かれた遺書が残されていた。構成は七章から成るが、そのうち第二章「大衆・劣等生のいやらしさ」と第三章「祖母」が最も詳しい。

なおBの家族は、大学教授の祖父(六九)、祖母(六七)、祖父の弟子である大学教授の父(四八)、脚本家の母(四

(二)、小学生の妹（十一）の計六人であったが、父母は一九七七年に離婚して父が生家へ去つたので、以後は五人になつていた。従つて祖父母は母方であり、母はその長女（一人姉妹）であつた。

本多勝一氏によると、この事件は、高校生が祖母を殺し、そのあと自殺した事件（祖母殺し事件）と見られがちであるが、本質的に自殺事件、祖母を道連れにした一種の無理心中と考へた方が妥当である。少年Bの計画では、祖母だけでなく家族全員を殺害し、通りがかりの「大衆」も殺して（大量殺人）、自殺を遂げる予定であつたという。それではB少年は、なぜかくも強烈に祖母や家族を憎み、さらには「貧相で無教養で下品で無神経で低能な大衆・劣等生ども」（遺書）を憎悪したのであろうか。以下、本多勝一氏の所説に拠りながら、少年が無謀な反社会的「計画」を抱いた動機について略述したい。<sup>(1)</sup>

①B少年の遺書を見ると、Bは一本のモノサシによる価値観、いわゆる「勉強ができる」ことだけを人間の価値測定の基準とする短絡的な考え方によつて激烈に侵されていた。「エリート」という言葉の異常な程の乱発。大衆への執拗な憎悪。

②なぜBは人間の多様性を否定する一本のモノサシ観によつて極度に侵されたのか。まずBの家庭それ自体の存在があげられる。祖父は超一流の国立大学の教授を長年つとめ、その専門分野（フランス文学）の大家であり、父親も祖父の弟子の一人として活躍し、やはり有名大学の教授になつた。「サムライの子はサムライ」、周りのBへの期待はいやがうえにも高まる。

③そこへ加わつたのがBに対する祖母の度の過ぎた溺愛（圧倒的干渉）である。祖母は、教育ママ批判派の母とは逆に、一種の教育ババであつた。その理想像が「おじいちゃんのような人」であり、すべては「そうなるため」の手段

と化してゆく。B少年の価値観形成の個人的素地はこうしてできていった。

④少年に燃えたぎる復讐心を植え付けたのは、上述の一本価値観を支える「勉強」の挫折である。私立中学受験の失敗、区立中学二年以後の成績の降下は、誇り高き「エリート」を自認するBにとって、全存在にかかる屈辱であった。

⑤しかしBが味わつたような挫折感は、多かれ少なかれ誰もが一度は必ず経験する人生上の一試練である。人は皆、友人や教師、そして家族のだれかに助けられながら危機を乗り越え、成長してゆくのである。だが不幸にしてBの家には悪条件が重なりすぎた。祖母の存在、両親の離婚、相互に疎遠な・対話のない家族関係。B少年の家庭には彼の心の奥深い傷を癒す力が欠けていたのである（教育的機能の喪失）。

時代の本質は、具体的には抵抗力の弱い部分に顔を出す。例えば、食品公害が症状として現れるのは、同じものを食べている人たちの中でも、まず公害に対しても弱い体质の一部であって、全員同時に発病するのではないのと同様に、教育公害によって汚染される子どもが事件を起こすのも、まず抵抗力のない弱い家庭である。本多勝一氏は、このよううに述べた後、B少年もまた「現代日本の偏差値価値観の犠牲者」であったと断言したのである。<sup>(2)</sup>

## 二 父性の復権

次に、ウェーバー社会学の研究において貴重な諸業績（例えば、『ウェーバー社会学の方法と構想』岩波書店、一九七〇年）を残す一方、ユング心理学に関しても数多くの著作を発表ながら、最近の社会と家族のあり方に根源的な

問題提起をされている林道義教授の示唆豊かな発言に富んだ作品『父性の復権』を紹介したい。<sup>(3)</sup>

### 1 父性なき社会

父が父の役割を果たしていない。家族を統合し、理念を掲げ、文化を伝え、社会のルールを教えるという父の役割が消えかけている。その結果、家族がバラバラとなり、善惡の感覚のない人間が成長し、利己的かつ無気力な人間が増えている。林教授は、家族の崩壊、家庭教育の無力化、利己主義的人間の増加等々の原因を、明確に父性の喪失に求める。

名著『母性社会日本の病理』で有名な河合隼雄氏は、父性原理を母性原理と比較させながら次のように規定する。そもそも人間は母親から生まれてくるものであるから、母と子の一体感は非常に大事である。母にとって子どもは全部平等であって、全て等しく抱き育ててゆく。これが「母性原理」である。一方「父性原理」というのは、そういう子どもたちの中から、父親に対しても忠誠を尽くす者、社会に役立つ者、戒律を守る者等々を選び出し、守らない者は殺されていくという原理である。換言すれば、母性原理は何もかも「包み込んでしまう」ことに特徴があり、父性原理はものごとを「切斷する」ことに特徴がある。

原理の中でいちばん大切なものが「善惡」の原理である。母性による「しつけ」は個々の行為について「よい」「悪い」を注意するが、「善惡」の原理を教えない。つまり「けじめ」をつけるという必要性を理解させていないのである。いじめや不登校、無気力、遅刻といった現象も子どもたちが善惡の区別の感覚を失っていることから生じている出来事であり、父性の欠如と関係があると林教授は指摘する。次にどのような性質（または能力）をもてば父性といえるのかという問題、すなわち「父性の条件」について素描したい。

## 2 父性の条件

林教授は、「父性の条件」として以下の五つの条件を挙げる。

①まとめあげる力 父性にとってなによりも大切な能力は、まとめあげる力である。まとめあげる力とは、家庭を統合する力のことである。家庭がバラバラになってしまわぬためには、父親が中心にいて、原理・原則を示すことが必要である。

②理念、文化の継承 父親がまとめあげる力をもつことができるためには、彼は中心となるべき理念をもたねばならない。理想、価値観、世界観など、しつかりとした自覺的な価値観を欠いては中心となることもできないし、全体をまとめあげることもできない。

③全体的・客観的視点 父親は全体の利益を考え、全体が進むべき道について思慮し、全体のバランスや利害調整に意を用いる存在である。つまり父は鳥瞰的な視点をもつて全体を眺めており、問題があればすぐに駆けつけて解決にあたるのである。

そうした場合に最も大切なのは公正ということである。公正とは、公平でかつ正義の立場に立っているということである。自分や身内だけの利益をはかるとか、えこひいきや選り好みは厳に慎まなければならない。

④指導力 集団には必ず指導者が必要である。全体の目的と意思をまとめ、周囲の状況を見極め、進むべき方向やなすべきことを決定する者（たち）がないと集団はバラバラになってしまい、間違った方向に暴走したり、たとえ目的はよくても手段を間違えて惨めな失敗をしかねない。指導者がどの程度の指導力（リーダーシップ）をもつているかによって、その集団の運命が決定されるといつても過言ではない。

リーダーシップとは、威張つたり命令したりすることではない。全体のためを思つて本当に正しい判断を下し、それを全員に納得させて引っ張つていく器量のことである。この能力もまた父性の大切な条件と言わなければならない。

因みに、筆者が所属する熊本県立大学の学長であられた手島孝教授が、発足以来まる六年を経過した総合管理学部の歩みとその現況・将来を論じた記念碑的論考「七年目の総合管理学」の中で、最近「国の威信や国益が危殆に瀕したり、企業が危急存亡の崖っぷちに立たされる、そういう思いもかけぬ差し迫つた緊急事態」が国内外で次々と発生したことに対して、国・企業は迅速的確に対処してきたとは到底みられず、「むしろ多くは（危機管理の）失敗だつた」と診断し、不首尾の原因を「危機管理に死活的に必要な高度のリーダーシップと情報力と機動的実行力を調達しうる広角的総合性」の欠如に求めている点は、総合管理（アドミニストレーション）とリーダーシップの関連性を考えしていく上で多くの示唆を与えてくれる（参照、『アドミニストレーション』第7巻3・4合併号）。

⑤最後に最も大切な条件として家族への愛が挙げられる。父が家族への愛をもちうるためには、まず基本として夫婦の愛がなければならない。夫婦の愛があつて初めて父も母も子どもへの愛をもつことができる。幸せな結婚をしなかつた人間、愛がなくて結婚した人間は、子どもに対しても愛をもつことができない。ましてや夫を憎んでいる妻、妻を憎んでる夫は、決して子どもを愛することができないのである。

### 3 父性の権威

父と娘、父と息子など、親子関係において最も難解なものが権威の問題である。とくに戦後民主主義のもとで育つた世代の人たちは、権威と権威主義とを混同して、権威それ自体を諸悪の根源であるかのように考える傾向があるが、しかし健全な権威と、権威をふりかざす独善的な権威主義とは明確に区別しなければならない。子どもが健全に育つ

ためには健全な権威が必要なのである。

林教授によれば、権威とは、その持ち主が能力や人格のうえで他人より優れているがゆえに、他人を自発的に従わせる力であることを意味する。従つて権威が成立するためには次の条件が必要になる。①いろいろなことを見事に成し遂げる「能力」、②周囲の人々から信用される「信頼」、③人々を助けるために必要な「知恵」、④人間に対する「愛の心」をもつこと。

子どもが自我を形成していくとき、「秩序感覚を身につけること」と及び「社会規範を学び、普遍的な価値観をもつこと」の二つの要素が必要であるが、上述の四条件に基づきられた親の権威がないと、子どもはこの二つの要素を身につけることができなくなり、正しい自己の形成に失敗する。

以上のように、林教授は子どもの自我の形成（「第一反抗期」・「第二反抗期」）と親の権威との密接な関係を指摘した後、さらに次のような鋭い分析を加えている。「父親が権柄ずくの態度を取つたり、形式的な権威をふりかざすと、子どもはいわゆる不良になつたり、性的に早熟になるという形で反抗を表すことになる。また正義感が強い場合には革命家になるが、権威に対して健全な感覚を持つていないので、自分が権力者の立場に立つと逆に権威主義になる場合が多い。さらに父親が権威というものの自体を持つていらない場合には、子どもは無秩序・無気力になり、社会人として脱落しかねない状態に追い込まれる場合が多い」と。

こうした林教授の批評の学問的背景に、ユング流の深層心理学とそれに加えて、いわゆるフランクフルト学派、とくにナチスの迫害を逃れてアメリカに渡り、そこでナチスが台頭した社会的あるいは心理的根源を徹底的に研究したエーリッヒ・フロムやテオドア・アドルノらの家族と権威との関係についての大変貴重な研究成果があることは注目に値する。フロムやアドルノの研究は極めて重要なと思われる所以で、次章において、両者の所説を踏まえた

上で「権威と家族」を基軸に戦後欧米の家族の変遷を考察したホルクハイマーの論考を敷衍して紹介し、本稿の結びとしたい。

## 註

- (1) 本多勝一編『子供たちの復讐・下』(朝日新聞社、一九八六年) 参照。
- (2) 同上、本多勝一「第四章 検証・祖母殺し高校生自殺事件」参照。
- (3) 林道義『父性の復讐』(中央公論社、一九九六年) 参照。

## IV 現代における権威と家族

## 一 ホルクハイマーの問題提起

ホルクハイマー著「現代における権威と家族」で考究されたテーマはおおよそ次のようなものである。一七、八世纪には家族は生産共同体であつたから、父親は家族全員の扶養者として絶大な権威をもち、家族全員に君臨できた。ところが資本主義が発達するにつれて、家族は消費共同体になり、父親の権威は次第に低下した。とくに労働者階層の家族では妻も働かねばならなかつたから、極端にいうと家族は性的欲求を充足する機能しかもたなくなり、父親の

権威は一段と低下した。つまり工業の発展により家族、あるいは父親の機能は母親のそれも含めて根本的に変わってしまった。「つまり、家族内における権威などは、不合理なものと考えられるようになつた」のである。それでは、一七、八世紀に父親が遂行していた機能を今日、一体誰があるいは何が担つてゐるのか、それを明らかにするのが、本論の研究の目的であった。<sup>(1)</sup>

しかし問題の展開は極めて複雑であり、かつ弁証法的である。ホルクハイマーは云う。「(上述のような)重要な諸変化にもかかわらず、家父長制的家族の構造に由来する道徳的、宗教的思考や、イメージが依然として我々の文化の中核をなしている。国家の法と秩序を尊重する態度は、…子どもたちの両親に対する尊敬の念と結びついているようと思われる。家族の中に根を下ろしてゐる感情・態度・信念等は、我々の文化的システムを統合するものであり、社会的結合の基本要素なのである」と。<sup>(2)</sup>

その一方で、現代の合理性は婚姻、家族を含めて現代社会の問題領域全般に浸透してきている。かつて哲学者ヘーゲルが「市民社会においては、各人が自分にとつて目的であり、その他一切のものは彼にとつて無である。しかし各人は、他の人々と関連することなくしては、おのれの諸目的の全範囲を達成することはできない。だからこれらの他人は、特殊者の目的のための手段である」と云つたように、現代社会において個々人は実際のところ社会的にアトム化する方向に向かっている。「市民社会は巨大な威力であつて、この威力は人々を引き寄せ、人々がこの社会のために働き、この社会を通じてあらゆるものになり、この社会を介してあらゆることを行うように、人々に要求するのである」<sup>(3)</sup> (ヘーゲル)。従つて、各人は家族という舞台において、夫、妻、子どもという役割を演じていても、実社会的には単なるアトムにすぎないのである。

婚姻関係の歪みと子どもの教育の密接な関連性についてホルクハイマーは次のような指摘をする。「市民社会の巨

「大な威力」と現代社会の工業化によつて侵された両親の性格と不自然な関係は、子どもたちによつてたちどころに発見される。夫婦の自己中心的な（疎外された）関係のあり方は、子どもたちの感情生活に悪い影響を及ぼす。例えば、子どもたちの性格が冷酷になること、あるいは異常なほどの早熟さなどである。破綻した家庭には、「子の幼い日々を守る暖かい繭としての機能」<sup>(5)</sup>（水野紀子）を果たす力は失われているのである。

## 二 家族の崩壊とファシズム

「ここでホルクハイマーは、人間のアトム化、家族の崩壊と全体主義の関係について重要な見解を呈示する。

「家族を破壊する経済的変化は、全体主義の危険を内包する。危機に陥った家族は、盲目的服従に陥りやすい態度を生み出す」。

「家族が広範囲にわたつて、権威の独自の形態を構成員の上に及ぼすことを止めるや否や、家族は権威そのもののための練兵所になつてしまふ。…ドイツ人に深い刻印を残した全体主義は、家族を全体国家と社会的アトムとの間のほとんど余分な連結肢として廃棄しようと努めたのであるが、まさに現代家族は全体主義的統合にふさわしいものを作り出したのである〔現代家族はファシズムの温床となつた—筆者註〕」。

「このようなホルクハイマーの所論は明らかに、前述のフランクフルト学派（とくにフロムやアドルノら）の家族と権威に関する研究を参考にしている。彼らの結論は、ナチスを支えたのが、一方では（既成の）権威に反抗し、他方

では他の権威にへつらい屈伏し、下位の者に対する態度は自らが権威をふりかざして強圧的な態度をとるという「権威主義的パーソナリティ」をもつ人々だということであった。ホルクハイマーは、権威主義的パーソナリティがいかにして形成されていくのか、その性格構造そのものを社会心理学的分析のさまざまな手法を用いて綿密に研究した仕事としてアドルノらの『権威主義的パーソナリティ』<sup>(7)</sup>（一九五〇年）を挙げている。

ホルクハイマーはアドルノらの業績の現代的意義を述べたあと、論考の結論部分で、家族とナチスの関係について大変興味深い、二十一世紀の初頭に生きる我々に向けられた警告とも思われる文章を書き残している。以下に引用して拙論の締め括りとしたい。

「これまで述べてきた社会的心理的メカニズムを狡猾に利用することを知っていたナチスは、眞の意味の家族と、ナチスが代表する野蛮な世界との内的矛盾をよく知っていた。従つて、ナチスは血の原理に基づいた家族を、イデオロギー上、社会人にとって必要不可欠のものとほめそやしたが、彼らは大衆社会に対する有効な防波堤としての現実の家族を敵視し、またこれに対する攻撃を加えたのであった。つまりナチスは家族を全体主義国家に対する潜在的敵対物と見なしていたのである。彼らの家族に対する態度は、宗教、自家営業、立憲国家などに対するアンビヴァレント（ambivalent）な政策と類似している。最後にナチス勢力の複雑な絡み合いは、あの時代だけのものであったのか、それともドイツにおいて一般的歴史的傾向として再び立ち現われてきているのか、という問題が今日真剣に問われていることを申し添えておきたい」<sup>(8)</sup>。

註

- (1) Max Horkheimer, *Zur Kritik der instrumentellen Vernunft*, hrsg. von Alfred Schmidt, 1974, S.269ff.
- (2) Ibid., S.271f.
- (3) G.W.F Hegel, *Philosophie des Rechts* (1821), 1970, Werke 7, S.339f.
- (4) Ibid., S.386.
- (5) 水野忠十「田舎の心の旅」(『心の文化』111号) 千葉県  
Horkheimer, op. cit., S.276.
- (6) Horkheimer, op. cit., S.287.
- (7) トマス・ヘンリッヒ「農村の心の旅」(『農村』1月号)
- (8) Horkheimer, op. cit., S.287.